

途中解約等に関する同意書

教習途中等における教習解約の場合の料金の払戻しについては、次のとおり措置されることに同意します。

1 教習生の都合による教習途中解約の場合

- (1) 技能教習料金～未教習料金を返金します。
- (2) 学科教習料金～未教習料金を返金します。
- (3) 入学金、適性検査料金、教材費（教材費・写真代・応急救護費・効果測定費）及び夏休み短期プラン・安心オプションのオプション料金は返金しません。
- (4) 手数料の納入～退校手続き費用5, 500円（税込）をお支払いいただきます。

2 就職、進学等で他の自動車教習所に転校する場合

当校は、岐阜県公安委員会指定の自動車教習所ですので、教習途中に全国の公安委員会指定自動車教習所への転校ができます。ご希望の方はお申し出下さい。

- (1) 技能教習料金～未教習料金を返金します。
- (2) 学科教習料金～未教習料金を返金します。
- (3) 入学金、適性検査料金、教材費（教材費・写真代・応急救護費・効果測定費）及び夏休み短期プラン・安心オプションのオプション料金は返金しません。
- (4) 手数料の納入～転校に伴う関係書類の作成費、書類送付費等5, 500円（税込）をお支払いいただきます。

3 教習期限が満了した場合

教習途中で解約の申し立てが無く、法で規定する教習有効期間が満了した場合は、教習料金は返金しません。

但し、病気、その他の理由で教習解約の申告ができなかった場合は、その理由が発生した日から6ヶ月以内に、その理由を証明する書類（医師の診断書、その他理由を証明するもの）の提出があった場合に限り、払戻しについて検討いたします。

4 退校処分の場合

業務の妨害等飛騨自動車学校校則第29条により、退校処分を受けた教習生に対する教習料金等の返還はしません。

※ 校則第29条

校長は、教習生が道路交通法違反その他校規を乱す行為をし、又は成績不良で卒業の見込みがないと認められる者に対し、訓戒、教習、停止及び退校の処分をすることができる。

5 教習料金を滞納された場合

教習料金を滞納された場合は、原則教習を中止します。

6 払戻金の取扱い要領

払戻金は、当校において現金でお渡しします。但し、銀行口座への振り込み等を希望される方については、振り込み手数料、送料等を差し引いた金額を返金します。

以 上